

下野新聞
認知症カフェプロジェクト
過去の特集はこちら！



Vol.26「認知症基本法」の意義と今後

急速に進む高齢化に伴い、増え続ける認知症患者。この状況を踏まえ、認知症の予防を進めるとともに、認知症の人が尊厳を持ちながら社会の一員として尊重される社会を目指し、1月に新しい法律「認知症基本法」が施行されました。認知症基本法では、認知症に関する基本的な考え方を示すとともに、国や地方公共団体の責任を明確にし、認知症対策の計画を立てることなどを定めています。今回は、認知症基本法の意義と今後への期待について考えます。

企画制作/下野新聞社ビジネス局

下野新聞

認知症カフェ

プロジェクト2024



認知症基本法で 目指す 共生社会



増え続ける 認知症高齢者

厚生労働省の研究班は、今年5月に実施された認知症施策推進関係者会議で、今後の認知症と予備軍とされる軽度認知障害(MCI)の患者数を新たに推計した結果を公表しました。それによると、2040年には、認知症患者が約584万人、MCIの患者数は約613万人と算出。22年の認知症患者約443万人、MCI患者約558万人から大幅に増えることとなります。MCIの患者数の将来推計の公表は、今回が初めて。

MCIは早期に対応することで良くなる可能性もある段階。健康意識の醸成や、認知症へ進行させない支援体制も大切です。

また、認知症になっても、尊厳と希望を持って日常生活を過ごせる社会へのアップデートが重要な課題となっており、国・自治体をはじめ、国民全体で「共生社会」の実現に向けて施策を進めていくことが求められています。

認知症に 特化した初の法律

今年1月に施行された認知症基本法は、正式名称を「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」としていま

深刻さ増す 若年性認知症

65歳未満で発症する若年性認知症の深刻さは、日々増加する高齢者の認知症問題と同様に重要視されるべき問題です。全国では、約3万6千人の若

年性認知症患者がいてと推計されています。働き盛りの年齢で発症するため、社会的および経済的な面で非常に大きな影響が発生します。

若年性認知症の人が直面する課題

①経済的不安

若年性認知症は、多くがまだ働いている年齢で発症します。突然の発症により就労が困難になることで収入が減少して家計に影響を及ぼし、経済的な不安が高まります。

②社会的孤立

若年性認知症の人は、症状が進行することで社会的な孤立を経験することが多くなります。また、友人や同僚との関係が希薄になり、社会からの孤立感が増すことで精神的なストレスも増加する傾向にあります。

③家族への影響

家族は、介護の負担を担うことが多く、特に働き盛りの世代が介護を必要とする状況は、家族全体に大きな影響を与えます。介護離職や家庭内でのストレスの増加など、家族の生活全般にわたる問題の発生が考えられます。

④医療と福祉の不足

若年性認知症の診断と治療、そして支援に関する専門的な医療や福祉サービスがまだ十分でないことから、早期診断や適切な治療が受けられないことが多く、支援体制の充実が必要不可欠です。

これらの問題に対する対策

①経済的支援の強化

若年性認知症の人とその家族に対する経済的な支援を拡充し、安心して治療と生活を両立できる環境整備が求められています。

②コミュニティ形成

社会的孤立を防ぐため、支援グループなどのコミュニティの形成も重要です。さらに、家族への支援として、介護者への教育プログラムやサポート体制の強化が求められます。

③医療・福祉の充実

医療や福祉分野の専門医やケアワーカーの育成、また、若年性認知症に特化した施設の増設が必要です。

基本法の意義と 今後への期待

政府は、認知症基本法の目

指す共生社会の実現に向け、「認知症施策推進本部」に設置された「認知症施策推進関係者会議」において、「認知症施策推進基本計画」の策定作業を進めていて、秋頃の閣議決定を目指しています。

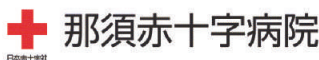
先日、同会議にて示された素案では、「国民の認知症への理解」「認知症の人の意思の尊重」「認知症の人や家族が地域で安心できる暮らし」「認知症に関する新たな知見や技術の活用」の4点を重点目標として掲げ、29年度までの約5年を計画期間として設定しています。同計画が策定されることにより、法律の実効性が高まるほか、具体的な施策や取り組みの進展が期待されます。

認知症基本法

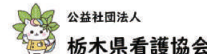
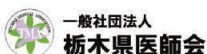
8つの 施策

- | | | | |
|----|------------------------|----|---------------------------|
| 01 | 認知症の人に関する国民の理解の増進等 | 05 | 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 |
| 02 | 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 | 06 | 相談体制の整備等 |
| 03 | 認知症の人の社会参加の機会の確保等 | 07 | 研究等の推進等 |
| 04 | 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 | 08 | 認知症の予防等 |

私たちは「下野新聞認知症カフェプロジェクト」を応援しています。



企画協力



応援医療機関

赤羽医院、宇都宮リハビリテーション病院、皆藤病院、新宇都宮リハビリテーション病院、杉村病院、長島医院、那須南病院、根本医院、真岡中央クリニック、両毛病院

地域の魅力と、地元みんなの思いに
私たちの技術やノウハウをかけ合わせ、
ソーシャルイノベーションを実現。

地域の魅力
×
みんなの思い
↓
ソーシャル
イノベーション
の創造

つぎのミライは、
あなたの街から
はじまる。

NTT東日本グループ

K 23-05119 [2407-2407]



ついでに!
気軽に!
ちょっとずつ!

フレイル予防

「フレイル」をご存知ですか?「フレイル」とは、加齢とともに心身のはたらき、社会的つながりが弱くなった状態を指します。

フレイルの予防は日々の習慣と結びついています。**早い時期から適切な取り組みを行うことで、フレイルを予防**することができます。やりたいことや好きなことを楽しく続けていくために、フレイル予防の3つのポイントである「**栄養、運動、社会参加**」を毎日の生活に取り入れ、今からできることを少しずつ無理なく始めませんか?

栃木県保健福祉部高齢対策課 TEL028-623-3148

健康長寿とちぎWEBで、フレイル予防の取り組みを詳しく紹介しています

健康長寿とちぎ フレイル予防

検索